

題記争議發生ノ状況左ノ通ニ有リ

記

一、争議發生ノ場所

神田區千代田町十八番地左記會社

二、事業主側

名 稱 株式會社城口研究所

代表者 社長 城口權三

資本金 貳拾五萬圓

事業 土木建築及衛生工事請負

企業系統 十レ

使用労働者 職工八十五名(男一)

(社員男四二女三)

三、労働者側

争議参加人員 職工一〇名

意 義 労働系関東労働者組合

争議参加労働者中組合加入者(参加全員)

争議圓本部 神田美土代町二ノ一番地

四、争議發生ノ時

昭和五年十月二十九日

五、争議發生ノ原因

元職工タリシ永尾登ハ職工ニ對シ組合組織ヲ勧誘シ本月二十  
四日下請制度ニナサルコト及「退職手当ヲ確立制定セラレタ  
シ」ノ二項ヲ嘆願セルニ保留セラレタルガ會社側ニ於テハ共済  
組合ヲ設立セシメタルニヨリ本月二十九日要求書ヲ提出シタ  
ルニ因ル

六、要求事項並ニ其交渉状況

本月二十四日嘆願書ヲ保留セラレタル以後職工等ハ別勞組合  
ノ支援ヲ求メノ協議中ナリシカ本月二十九日ニ至リ職工代表山